戸田市子ども・子育て支援事業計画(初稿)

平成27年3月

戸田市

はじめに

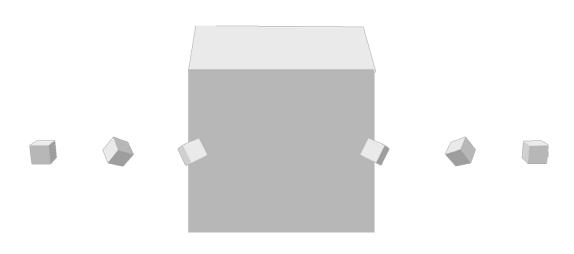
目 次

第1部総論

第1	章 計画策定にあたって	З
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の性格	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画期間	6
5	計画の策定体制	6
第2	章 子ども・子育てを取り巻く状況	
1	人口動態と子ども世帯	C
2	少子化の動向	12
3	保育環境・教育環境の状況	22
4	子育て支援事業の提供体制と利用状況	24
5	ニーズ調査からの課題	25
第3	章 計画の基本的な考え方	29
1	計画の基本理念	29
2	基本的視点	29
3	新制度の全体像	31
4		
5	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	35
6	教育・保育の提供区域	36
7	計画の体系	37
第2	部 各論	
第1	章 教育・保育の提供	41
1	施設型給付(法定給付)	41
2	地域型保育給付(法定給付)	43
第2	章 地域子ども・子育て支援事業の提供	47
1	通所系事業	47
2	訪問系事業	51

3	相談支援	52
4	その他事業	53

第1部 総論



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況の中、戸田市では平成17年に「次世代育成支援地域行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画)」を策定し、時代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。さらに、国ではすべての子どもの良質な生育環境を保証し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て新システム関連3法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。

こうしたことから、本市においても「次世代育成支援地域行動計画」にかわり、 「戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格

平成24年8月に「子ども子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき子ども・子育ての新しい制度を創設し、移行していくこととなりました。「市世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下のようにまとめられています。

- ●急速な少子化の進行(平成23年合計特殊出生率1.39)
- ●結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子 ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- ●子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - 家族関係社会支出の対GDP比の低さ(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- ●子育ての孤立感と負担感の増加
- ●深刻な待機児童問題
- ●放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ●M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ●質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ●子育て支援の制度・財源の縦割り
- ●地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、 保育の総合的な提供



保育の量的拡大・確保、

教育・保育の質的改善

- ・ 待機児童の解消
- 地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の 充実



課題への解決策として、「幼保一元化(①)」「待機児童の解消(②)」「地域で支える教育・保育(③)」が推進されることとなり、市区町村には「子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育および地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備するため、国の示す「基本方針」に基づく、具体的な事業計画を策定することが義務づけられました。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

[子ども子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

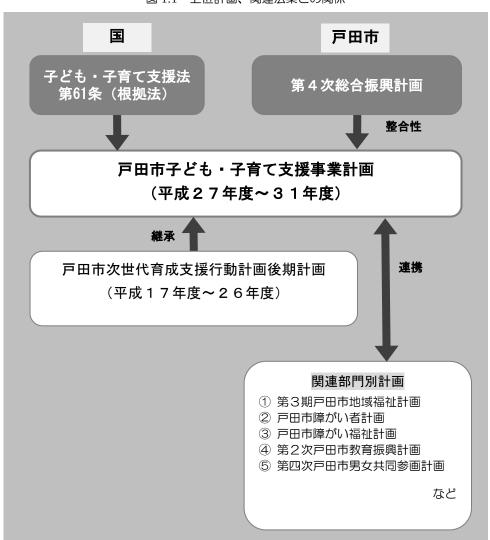
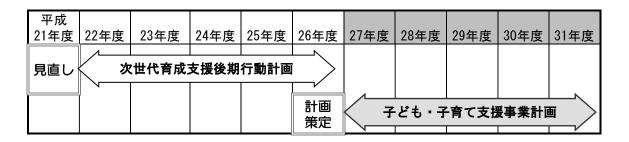


図 1.1 上位計画、関連法案との関係

4 計画期間

本計画の期間は、子ども子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と施設・機関へのヒアリング

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童をもつ保護者に対しニーズを把握するために、平成25年10月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

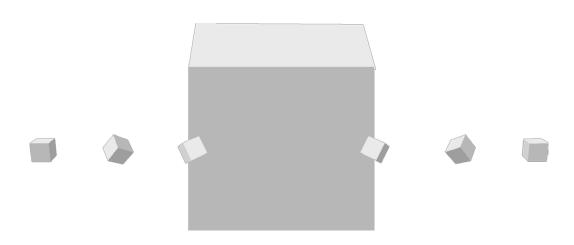
また、平成26年1月には子育て支援施設等の利用者にヒアリングを実施し、子ども子育て家庭とその支援の現状及び課題を把握しました。

(2) 戸田市子ども・子育て会議の設置

本市では、本計画の内容を審議するため、戸田市子ども・子育て会議を設置し、 学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議 論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定 を目指すものです。

(3) パブリックコメントの実施

「戸田市パブリックコメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見及び情報を広く市民から募集しました。



子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1)総人口と年少人口の推移

戸田市の人口は、平成 25 年1月1日現在、128,171 人で平成 19 年から増加傾向で推移しています。

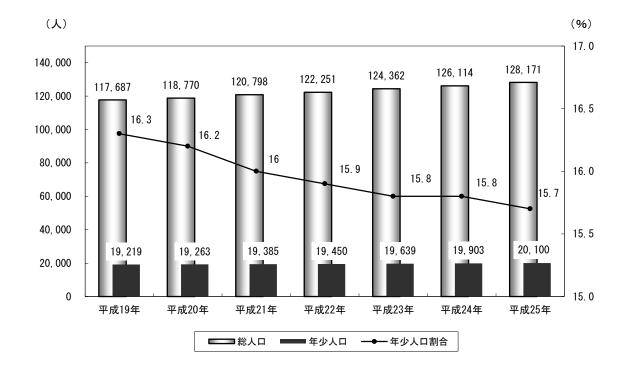
年少人口(15歳未満)においても、平成19年の19,219人から微増傾向で推移し、平成25年1月1日現在、20,100人で881人の増加となっていますが、年少人口割合は15.7%で減少傾向で推移しています。

図表 総人口と年少人口の推移

単位:人、%

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
4/2 L 🗖		_ ,		,			
総人口	117,687	118,770	120,798	122,251	124,362	126,114	128,171
年少人口(15歳未満)	19,219	19,263	19,385	19,450	19,639	19,903	20,100
年少人口割合	16.3	16.2	16.0	15.9	15.8	15.8	15.7

資料: 埼玉県年齢3区分人口



(2)世帯数及び1世帯あたり人員の推移

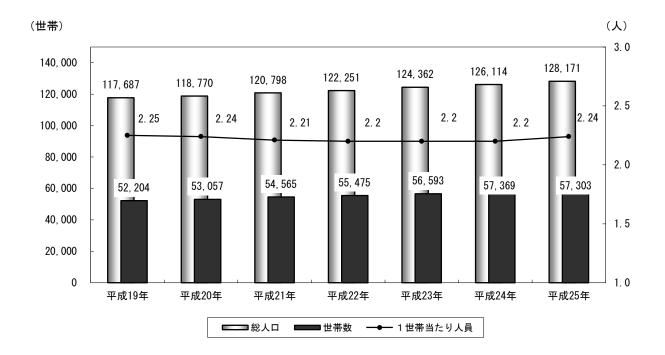
世帯数は、平成 19 年から増加傾向で推移し、平成 25 年1月1日現在、57,303 世帯で平成 19 年から 5,099 世帯の増加となっています。1 世帯あたり人員は横ばいで推移しており、平成 25 年 1 月現在の 1 世帯あたりの人員は 2.24 人となっています。

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

単位:人、世帯

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
総人口	117,687	118,770	120,798	122,251	124,362	126,114	128,171
世帯数	52,204	53,057	54,565	55,475	56,593	57,369	57,303
1世帯あたり人員	2.25	2.24	2.21	2.20	2.20	2.20	2.24

資料:埼玉県 第1表市区町村別・町(丁)字別世帯数及び男女別人口



資料: 埼玉県 第1表市区町村別・町(丁)字別世帯数及び男女別人口

(3)世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成 22 年時点の核家族世帯(28,563 世帯)は、総世帯数(54,149 世帯)の 52.7%を占め、特に「女親と子ども」世帯が平成7年からの増加が顕著となっています。また、単独世帯(21,763 世帯)も著しく増加しています。

図表 世帯の家族類型の推移

単位:世帯

						単位・世帝
家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満 親族のい る世帯(再 掲)	18歳未満 親族のい る世帯 (再 掲)
総数	38,629	44,331	49,059	54,149	6,053	13,539
A 親族世帯	25,761	28,512	30,512	31,453	6,035	13,353
I 核家族世帯	22,859	25,483	27,481	28,563	5,614	12,098
(1)夫婦のみ	6,602	7,610	8,329	8,676	-	-
(2)夫婦と子ども	13,822	15,056	15,782	16,138	5,425	11,076
(3)男親と子ども	539	532	653	696	12	123
(4)女親と子ども	1,896	2,285	2,717	3,053	177	899
Ⅱ その他の親族世帯	2,902	3,029	3,031	2,890	421	1,255
(5)夫婦と両親	86	75	90	80	-	-
(6)夫婦とひとり親	219	280	298	302	-	-
(7)夫婦、子どもと両親	548	520	434	353	87	258
(8)夫婦、子どもとひとり親	1,032	985	956	865	152	493
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	70	71	94	86	2	18
(10)夫婦、子どもと他の親 族 (親を含まない)	165	222	260	262	71	198
(11)夫婦、親と他の親族(子 どもを含まない)	41	45	41	41	1	3
(12)夫婦、子ども、親と他 の親族	174	174	144	141	72	127
(13)兄弟姉妹のみ	293	334	363	381	-	2
(14)他に分類されない親族世帯	274	323	351	379	37	156
B 非親族世帯	149	362	513	896	18	54
C 単独世帯	12,723	15,457	18,034	21,763	-	132

2 少子化の動向

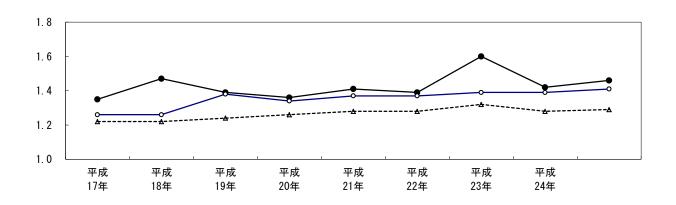
(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、 平成 17 年以降、県及び全国を上回っています。

図表 合計特殊出生率の推移

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
戸田市	1.47	1.39	1.36	1.41	1.39	1.60	1.42	1.46
埼玉県	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29
全 国	1.26	1.38	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

資料:埼玉県人口動態総覧



——— 戸田市 ----4--- 埼玉県 ——○— 全国

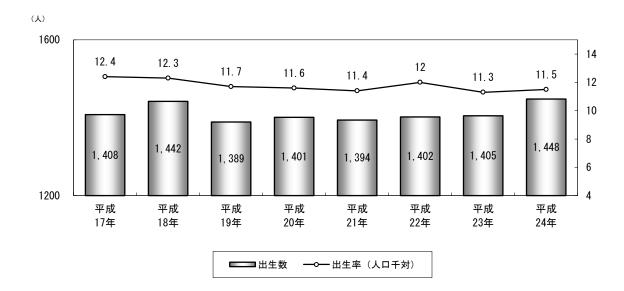
(2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率(人口千人あたり)の推移では、出生数は増減を繰り返し平成 24 年では 1,448 人で近年では最も多くなっています。出生率(人口千人あたり)は 11.5% (パーミル) となっています。

図表 出生数、出生率の推移

単位:人:‰(パーミル、千分率)

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
出生数	1,408	1,442	1,389	1,401	1,394	1,402	1,405	1,448
出生率	12.4	12.3	11.7	11.6	11.4	12.0	11.3	11.5



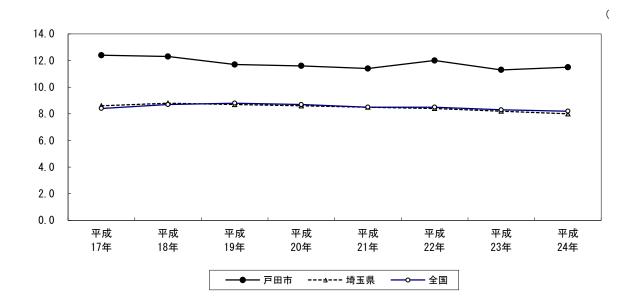
(3) 出生率の推移の比較

出生率(人口千人あたり)の推移をみると、平成 17 年以降は県及び全国を大きく上回っています。

図表 出生率の推移の比較

単位:‰

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
戸田市	12.4	12.3	11.7	11.6	11.4	12.0	11.3	11.5
埼玉県	8.6	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4	8.2	8.0
全 国	8.4	8.7	8.8	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2



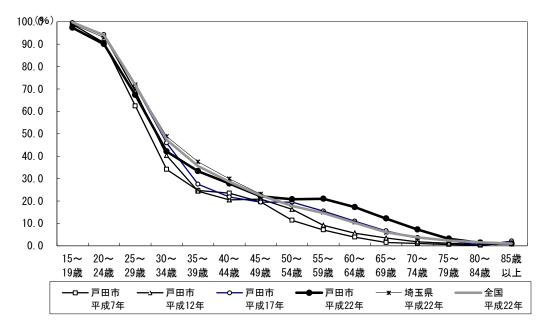
(4) 未婚率の推移と比較(男性)

国勢調査によると平成 22 年時点の男性の未婚率は、30~34 歳が 42.1%、35~39 歳では 33.3%となっており、3 人に 1 人が未婚者となっていますが、県及び全国を下回っています。また推移をみると 35~44 歳において平成 17 年に比べると高くなっています。

図表 未婚率の推移の比較 (男性)

単位:%

		戸日		埼玉県	全国	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15~19歳	98.8	99.4	99.5	97.3	98.9	99.7
20~24歳	90.6	94.0	94.2	90.0	92.9	94.0
25~29歳	62.4	69.0	71.3	67.3	71.9	71.8
30~34歳	34.1	40.3	45.9	42.1	48.8	47.3
35~39歳	24.7	24.4	27.5	33.3	37.5	35.6
40~44歳	23.5	20.5	21.8	27.8	29.9	28.6
45~49歳	19.6	20.9	19.5	22.1	23.1	22.5
50~54歳	11.4	16.3	19.5	20.8	18.2	17.8
55~59歳	7.1	9.2	15.5	21.0	14.9	14.7
60~64歳	3.9	5.7	11.0	17.3	10.5	10.3
65~69歳	1.5	3.5	6.7	12.2	5.9	6.1
70~74歳	1.1	1.8	3.6	7.3	3.4	3.8
75~79歳	0.6	1.2	2.3	3.2	2.2	2.4
80~84歳	0.3	0.6	0.4	1.4	1.6	1.6
85歳以上	1.3	0.9	2.1	1.0	0.9	1.0



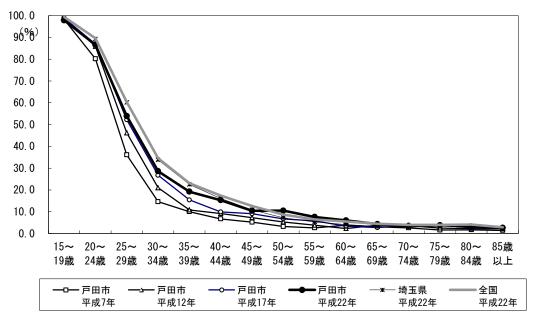
(5) 未婚率の推移と比較(女性)

国勢調査によると平成 22 年時点の女性の未婚率は、25~29 歳で 53.9%、30~34 歳で 28.6%、35~39 歳が 19.2%といずれも、県及び全国を下回っています。 平成 7 年との比較から推移でみると未婚率が高く推移しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表 未婚率の推移の比較(女性)

単位:%

		戸日	田市		埼玉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15~19歳	98.2	98.9	98.8	97.8	98.8	99.4
20~24歳	80.2	85.9	87.0	86.6	89.3	89.6
25~29歳	36.1	46.2	52.2	53.9	60.1	60.3
30~34歳	14.6	21.0	26.7	28.6	33.8	34.5
35~39歳	10.0	10.8	15.4	19.2	22.5	23.1
40~44歳	6.7	9.2	9.9	15.3	16.1	17.4
45~49歳	5.2	7.3	9.1	10.4	10.9	12.6
50~54歳	3.2	5.3	6.7	10.5	7.2	8.7
55~59歳	2.6	3.8	5.8	7.6	5.3	6.5
60~64歳	3.8	2.3	3.4	6.0	4.1	5.5
65~69歳	3.1	3.8	2.7	4.3	3.2	4.5
70~74歳	2.6	3.6	3.8	3.4	3.0	4.0
75~79歳	1.6	2.5	3.9	3.8	3.3	4.0
80~84歳	1.7	2.2	2.6	3.2	3.6	4.1
85歳以上	1.4	2.2	2.4	2.6	2.4	2.9



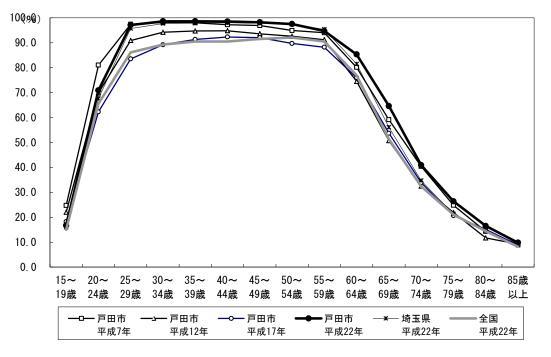
(6)年齢別労働力率の推移と比較(男性)

国勢調査によると、平成 22 年時点の男性の労働力率は、30 歳代~40 歳代で 98% 台を維持しており、県及び全国を上回っております。また、推移をみても各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較 (男性)

単位:%

		戸E	市		埼玉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15~19歳	24.7	22.0	18.2	16.7	16.0	15.0
20~24歳	81.0	69.9	62.3	70.9	67.6	65.6
25~29歳	97.4	90.9	83.5	97.1	95.7	86.1
30~34歳	98.1	94.2	89.2	98.6	97.7	89.3
35~39歳	98.0	94.7	91.3	98.6	97.9	90.5
40~44歳	97.2	94.8	92.3	98.5	98.0	90.5
45~49歳	96.9	93.6	92.0	98.2	97.8	91.5
50~54歳	94.9	92.6	89.7	97.5	97.4	92.1
55~59歳	94.0	91.2	88.2	94.7	95.4	90.5
60~64歳	80.1	74.5	76.0	85.3	81.5	76.9
65~69歳	59.1	50.7	53.7	64.6	56.1	51.3
70~74歳	40.4	32.5	33.9	40.9	34.7	32.4
75~79歳	24.8	21.9	20.7	26.4	21.3	21.1
80~84歳	14.3	11.7	15.1	16.5	14.6	14.4
85歳以上	9.2	9.2	8.8	9.8	8.7	8.2



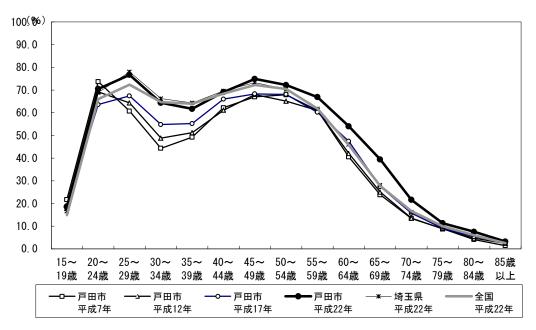
(7)年齢別労働力率の推移と比較(女性)

国勢調査によると平成 22 年時点の女性の労働力率は、30 歳代で県及び全国を下回っています。平成 17 年と比較すると各年齢層で高くなっています。特に 45 歳以上では県、全国を上回っています。全体的に女性の労働力率は上昇しており、M字からほぼ脱却できる傾向を示しています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

単位:%

		戸田	田市		埼玉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15~19歳	21.7	17.8	19.0	18.5	16.6	14.9
20~24歳	73.7	69.2	63.6	70.5	68.9	66.0
25~29歳	60.7	64.3	67.4	76.7	78.0	72.4
30~34歳	44.3	48.8	54.8	64.4	66.2	64.7
35~39歳	49.2	51.2	55.2	61.7	64.3	64.0
40~44歳	62.2	61.1	66.0	69.1	69.6	68.4
45~49歳	67.0	68.0	68.3	74.9	73.3	72.2
50~54歳	67.9	65.1	68.1	72.2	70.3	70.5
55~59歳	61.0	61.0	60.2	66.9	61.7	61.8
60~64歳	40.5	42.0	47.4	54.0	46.0	45.7
65~69歳	23.8	25.0	27.4	39.4	28.0	27.7
70~74歳	13.4	13.5	15.7	21.6	16.2	16.6
75~79歳	8.9	8.8	9.0	11.3	9.4	9.9
80~84歳	4.1	4.7	5.4	7.5	6.1	6.0
85歳以上	1.4	2.4	2.5	3.2	2.7	2.5



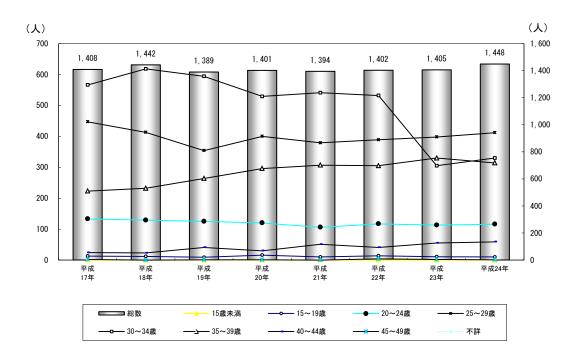
(8) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると平成 17年から「20~24歳」「25~29歳」「30~34歳」が減少し、一方で「35~39歳」「40~44歳」は増加しており、晩産化傾向が進行していることがうかがえます。

図表 母の年齢別出生数の推移

単位:人

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
総数	1,408	1,442	1,389	1,401	1394	1402	1405	1448
15歳未満								
15~19歳	13	12	9	16	10	14	11	10
20~24歳	133	129	125	120	106	117	113	116
25~29歳	447	413	354	400	379	389	398	412
30~34歳	566	618	594	529	541	532	496	536
35~39歳	223	232	264	296	307	305	330	314
40~44歳	24	23	41	30	51	41	55	59
45~49歳	2	0	1	1	0	4	2	1
不詳								



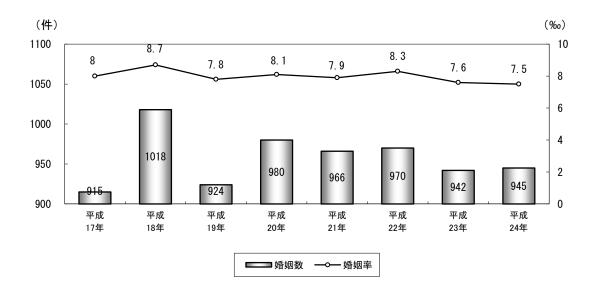
(9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数は、平成24年で945件となっています。婚姻率(人口千人あたり)でみるとは7.5%(パーミル)と近年では最も低くなっています。

図表 婚姻数、婚姻率の推移

単位:件、‰

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
婚姻数	915	1018	924	980	966	970	942	945
婚姻率	8.0	8.7	7.8	8.1	7.9	8.3	7.6	7.5



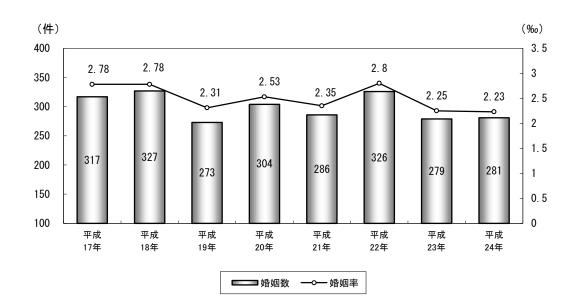
(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数は、平成 24 年では 281 件となっています。離婚率(人口千人あたり)は 2.23% で近年では最も低くなっています。

図表 離婚数、離婚率の推移

単位:件、‰

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
離婚数	317	327	273	304	286	326	279	281
離婚率(人口千対)	2.78	2.78	2.31	2.53	2.35	2.80	2.25	2.23



3 保育環境・教育環境の状況

(1)保育所入所児童数

単位:人

	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度							
平成22年度							
平成23年度							
平成24年度							
平成25年度							

(2) 保育所待機児童数

単位:人

	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度							
平成22年度							
平成23年度							
平成24年度							
平成25年度							

(3)認定こども園入園数

単位:人

	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度							
平成22年度							
平成23年度							
平成24年度							
平成25年度							

(4) 私立幼稚園、公立幼稚園の入園児童数

単位:人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入園児童数(私立)					
入園児童数(公立)					

(5) 学童保育所入所児童数

単位:人

						$+$ $\frac{1}{11}$ \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot
名称						合計
平成						
21年度						
平成						
22年度						
平成						
23年度						
平成						
24年度						
平成						
25年度						

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

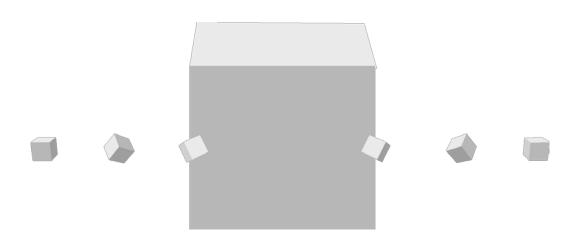
(1)子育て支援事業の提供体制

表2.1 子育て支援事業の提供体制(平成25年度)

	子育て支援サービス事業名	単位	施設数等	定員数(人)
1	幼児期の学校教育事業			
	幼稚園			
	認定こども園			
2	幼児期の保育事業			
	認可保育所			
	家庭的保育			
	居宅訪問型保育			
	事業所内保育所			
	本市認証・認定の保育所			
	認可外保育施設			
3	地域の子育て支援事業			
	子育て短期支援事業			
	地域子育て支援拠点事業			
	一時預かり事業			
	病児・病後児保育事業			
	ファミリー・サポート・センター事業(預かり会員)			
	放課後児童クラブ (学童保育)			

資料:

5 ニーズ調査からの課題



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



子育てに喜びや楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられるとともに、子どもたちが自信をもって自己を確立し、友だちや家庭・地域と深くかかわり、将来に希望を抱く"輝く存在"へ成長するまちを目指し、この計画の基本理念を「子どもが輝くまち」とだ。~子どもとおとなでつくる確かな次代~」とします。

家庭・学校・地域において、子どもの育つ力を信頼・尊重しながら、子どもと 大人のパートナーシップにより、確かな次代の戸田づくりを進めます。

2 基本的視点



(1) 子どもの育つ力の信頼・尊重

本来、子どもは自然や人と直接触れ合うことによって心身を豊かにたくましく鍛えるとともに、生活や社会、自然などの知識を学ぶことを楽しみ、喜ぶなど、自立した若者へと育つ力を持っています。

そこで、多様な体験や学習機会の充実を図るとともに、子どもが自ら企画し実践 しようとする意思を尊重し、地域との協働による見守り・支援する体制づくりを進 めます。



(2) 子ども役割・居場所づくり

子どもは特別に保護され、支援される存在であるとともに、大人の生活に喜びや 希望を与え、親の成長を助ける存在でもあります。家事や家業の手助け、地域社会 での役割など、家庭や地域の重要な担い手として活躍できる力も持っています。

子どもたちを市民として位置付け、家庭や地域が期待する役割を明確にするとと

もに、意見を発言する機会や力を発揮し活躍する場づくりなど、子どもの役割と居場所づくりを地域と連携して進めます。



(3) 男女共同で楽しい子育て

アンケート調査結果等に依然として子育ての多くが女性の肩にかかるなかで、子育てに楽しさや意義を感じながらも、ゆとりのなさや負担感が高まっている傾向が うかがえます。

男女が共に子育てにかかわり、楽しさと責任を共に担うとともに仕事や地域活動などの社会参加も継続できるよう仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を目指します。



(4) "幸せな子ども"を育むコミュニティ

本市は30歳代の人口が最も多く、また、転入・転出者がそれぞれ人口の約1割を占めています。さらに、近年生活様式や価値観の多様化など都市化の進行に伴い、地域における人と人のつながりが薄れつつあるようです。

子どもにとって地域は家庭の次に重要な生活の場であり、大きな影響を与える社会です。そのため、地域の大人たちが子どもたちに積極的にかかわり"幸せな子ども"を育むコミュニティづくりを促します。



(5) 包括的な子育で支援サービス

保護者ニーズ調査結果によると、子育てや家事への母親の自己評価が低く、自信のなさや不安が現れています。また、多くの人が出産を境に離職し、子育て後の就労を希望しています。

休業明けの円滑な子どもの保育所入所や短時間勤務制度に対応した保育の提供など必要なときに利用できる柔軟な保育サービス体制づくりとともに、多様な相談・情報提供体制の確立、児童虐待の予防・防止対策など子育て家庭の多様化に対応できるよう支援サービスの充実に努めます。特に、保育サービスについては、待機児童ゼロを目標に、既存の地域資源の有効活用を図るなど対応に努めます。

3 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図4.1 新制度のポイント

◆3 法の趣旨

自公民3 党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという 基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども 園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」) 及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設



- *地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の 確保に対応
- ○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、 放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実



出典:内閣府資料

資料:国子ども・子育て会議資料

4 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

19人以下 事業所内 小規模保育 保育 事業主体:市町村、民間事業者等 居宅訪問型 可 6人以上 5人以下 定員 保育 家庭的保育 事業主体:市町村、 事業主体:事業主等 民間事業者等 事業主体:市町村、民間事業者等 1人 保育者の居宅その他の場所、施設 保育を必要とする 事業所の従業員の子ども 保育の実施場所 (右に該当する場所を除く) 子どもの居宅

図4.2 地域型保育事業の構成

資料:国子ども・子育て会議資料

地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて 実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、 その13事業は交付金の対象となりますが、本市では、13事業以外にも独自の施策を 展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを 整備していきます。

図4.3 新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園
- 幼稚園
- 保育所
- ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保 育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町 村が行うものとする

■ 地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児 童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- 8 延長保育事業
- 9 病児・病後保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ
- ① 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保 育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1~3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども	幼稚園
	(保育の必要性なし)	認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童	保育園
	(保育を必要とする子ども)	認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童	保育園
	(保育を必要とする子ども)	認定こども園
		小規模保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事	Ш	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 営
X	分*	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11 時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、限時間を64時間以上と設定)
優先和	利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

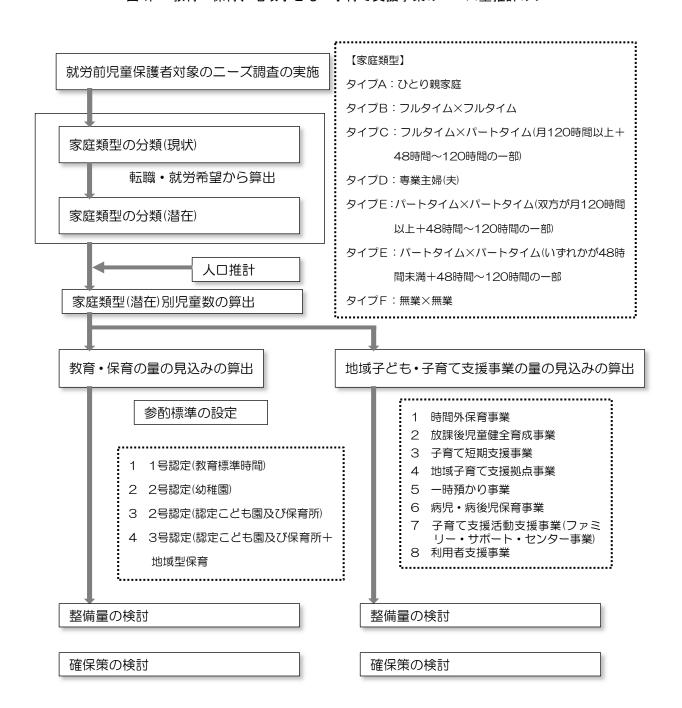
※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児 童の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・ 子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿っ て算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4* 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



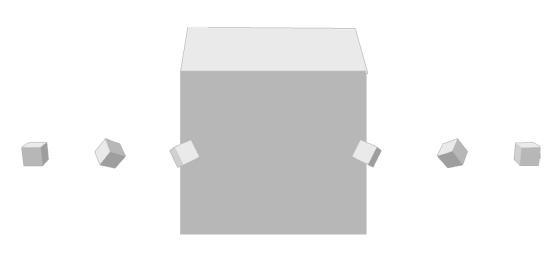
6 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。

地図

7 計画の体系

第2部 各論



教育・保育の提供

第1章 教育・保育の提供

1 施設型給付(法定給付)

(1) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

表4.* 幼稚園・幼児園の年度別見込量と確保提供量(人)

		現状			推計		
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
1)	推計利用者						
21	確保提供量						
	1号認定						
	2号認定						
į	差異 (②一①)						

(2) 認可保育所等

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設で、戸田市の認可を受けたものです。

表4.* 認可保育所等の年度別見込量と確保提供量(人)

/		現状	推計				
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
(1	推計利用者						
	2号認定						
	3号認定(O歳)						
	3号認定(1.2歳)						
2)確保提供量						
	2号認定						
	3号認定(O歳)						
	3号認定(1.2歳)						
	地域型保育事業						
	差異(②一①)	_					_

【確保の方策】

(3) 認定こども園

幼稚園と認可保育園が併設し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。基本的に、幼稚園・保育園を利用することに違いはありません。

表4.* 認定こども園の確保提供量(人)

/		現状とは、対象の対象を表現である。					
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
73	全保提供量						
	1号認定						
	2号認定						
	3号認定(O歳)						
	3号認定(1.2歳)						

2 地域型保育給付(法定給付)

(1) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員 6~19人のものです。

表4.* 小規模保育施設の確保提供量(人)

	現状			推計		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
3号認定(O歳)						
3号認定(1.2歳)						

【確保の方策】

(2) 家庭的保育事業

保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。

表4.* 家庭的保育施設の確保提供量(人)

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
3号認定(O歳)						
3号認定(1.2歳)						

(3) 事業所内保育事業

表4.* 事業所内保育事業の確保提供量(人)

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
3号認定(O歳)						
3号認定(1.2歳)						

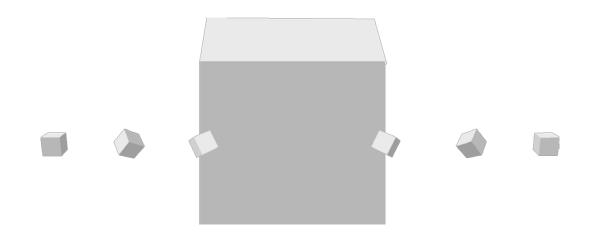
【確保の方策】

(4) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

表4.* 居宅訪問型保育事業の確保提供量(人)

	現状			推計		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						
3号認定(O歳)						
3号認定(1.2歳)						



地域子ども・子育て支援事業の提供

第2章 地域子ども・子育て支援事業の提供

1 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業

保護者の方が入院などで一時的にお子さんの養育ができなくなったとき、お子さん をお預かりする事業です。

表4.* 子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推計					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①利用者推計							
②確保提供量							
差異(②一①)			_			_	

【確保の方策】

(2) 一時預かり事業(保育園等)

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育園ではお子さん(乳幼児)の一時預かりを行っています。

表4* 一時預かり事業(保育所等)の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推計					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①利用者推計							
②確保提供量							
差異(②一①)							

(3) 一時預かり事業(幼稚園)

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、幼稚園ではお子さんの一時預かりを行っています。

表4.* 一時預かり事業(幼稚園)の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状			推計		
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①利用者推計						
②確保提供量						
差異(②一①)						

【確保の方策】

(4) 一時預かり事業 (ファミリー・サポート・センター等)

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、ファミリー・サポート・センター等ではお子さんの一時預かりを行っています。

表4.* 一時預かり事業 (ファミリー・サポート・センター等) の

年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推計					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①利用者推計							
②確保提供量							
差異(②一①)							

(5)延長保育事業

通常の教育時間の前後に、幼稚園が在園児をお預かりするものです。戸田市では、 仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

表4* 延長保育事業の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推計					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①利用者推計							
②確保提供量							
差異(②一①)							

【確保の方策】

(6) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育園・幼稚園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育する施設です。

表4.* 病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推計					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①利用者推計							
②確保提供量							
差異(②一①)							

(7) 学童保育事業(放課後児童クラブ)

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいないお子さん(原則小学1~3年生)を対象に、遊びや生活の場を提供します。

■低学年

表4.* 放課後児童クラブ低学年の年度別見込量と確保提供量(人)

 低学年	現状		推計					
四子十	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		
①利用者推計		541	544	545	525	502		
②確保提供量								
差異(②一①)								

【確保の方策】

■高学年

表4.* 放課後児童クラブ高学年の年度別見込量と確保提供量(人)

高学年	現状		推計					
同子牛	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		
①利用者推計								
②確保提供量								
差異(②一①)			-			-		

2 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や 養育環境等の把握を行う事業です。

表4.* 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量(人/年)

	現状	推計					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①利用者推計							
②確保提供量							
差異(②一①)							

【確保の方策】

(2)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

表4.* 養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供量(人回/年)

	現状	推計					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①利用者推計							
②確保提供量							
差異(②一①)							

3 相談支援

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の 情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施 する事業です。

表4.* 利用者支援事業の確保提供量(カ所)

	現状	推計				
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
確保提供量						

【確保の方策】

(2) 地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者に対する育児支援を目的とした事業です。保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、フリースペースの開放などを行っています。 子どもと一緒に遊ぶなかで、親同士も情報交換や友達づくりができ、親子で楽しく過ごせる事業です。

表4.* 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供量(人回/月)

	現状	推計					
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①利用者推計							
②確保提供量							
差異(②一①)							

4 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と援助を行うことを 希望する者(提供会員)が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティ アの会員組織です。

表4* ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と確保提供量(人回/年)

	現状	推計						
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		
①利用者推計								
②確保提供量								
差異(②一①)		_		_	-	_		

【確保の方策】

(2) 妊婦一般健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

表4.* 妊婦一般健康診査事業の年度別見込量と確保提供量(人/年)

	現状	推計						
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度		
①利用者推計								
②確保提供量								
差異(②一①)								

(3) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの(以下この号において「特定支給認定保護者」という。)に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下この号において「特定教育・保育等」という。)を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業です。

【確保の方策】

(4) 多様な主体が参画することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。